令和５年１１月２０日
【　財　務　省　】

【概要書】

令和４年度物品増減及び現在額総報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

≪報告書の概要≫
　別紙のとおり

連絡先は省略。

別紙

令和４年度物品増減及び現在額総報告について

物品管理法第３８条第３項の規定に基づき、令和４年度末における物品の増減及び現在額を、歳入歳出決算とともに、国会に報告するものである。

本件の概要は次のとおりである（億円未満切捨て）。

令和４年度末における物品増減及び現在額総計算書の対象となる物品の現在額は

１４兆８，４００億円

であり、令和３年度末における現在額

１４兆９，１９１億円

に比べ

７９１億円

減少している。

（参考）

○　物品管理法第３８条第３項

内閣は、第１項の物品増減及び現在額総計算書に基づき、毎会計年度間における物品の増減及び毎会計年度末における物品の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。